

1章 計画の概要	・障害者総合支援法第89条第1項・児童福祉法第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定 ・第6期熊本県障がい者計画(R3～8)のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け
2章 計画の基本方針	基本理念 (1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 (3)障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現 (4)地域共生社会の実現に向けた取組 (5)障がい児の健やかな育成のための発達支援 (6)障がい福祉人材の確保 (7)障がい者の社会参加を支える取組 (8)災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保
3章 障がい者等を取り巻く状況	統計データ／障がい当事者・家族団体からの意見／障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系について記載
4章 成果目標と活動指標	

成果目標	1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 理(3)	(1)地域生活移行者数の増加 R元年度末時点の施設入所者数の6%(173人)以上がR5年度末までに移行 (2)施設入所者数の減少 R5年度末時点の施設入所者数をR元年度末時点から1.6%(46人)以上削減
	2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 理(3)	(1)精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 316日以上 (2)精神病床における1年以上長期入院患者数の減少 R5年度末時点の患者数 65歳以上:2,579人 65歳未満:920人 (3)精神病床における早期退院率の上昇 R5年度における入院後 3か月時点の退院率:69%以上 6か月時点の退院率:86%以上 1年 時点の退院率:92%以上
	3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 理(3)	R5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討
	4 福祉施設から一般就労への移行等 理(3)	(1)福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加 R5年度中に一般就労に移行する者の数 R元年度実績の1.27倍(355人)以上 うち 就労移行支援事業 R元年度実績の1.30倍(182人)以上 就労継続支援A型事業 R元年度実績の概ね1.26倍(141人)以上 就労継続支援B型事業 R元年度実績の概ね1.23倍(31人)以上 (2)一般就労移行者に占める就労定着支援事業の利用者の増加 R5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援利用者の割合を全体の7割以上 (3)就労定着支援事業所の就労定着率の増加 R5年度において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上
	6 相談支援体制の充実・強化等 理(4)	R5年度末までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実を図る
	7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 理(6)	R5年度末までに、県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
	5 障がい児支援の提供体制の整備等 理	の設置及び保育所等訪問支援の充実 R5年度末までに、 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置(市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保) ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 (2)難聴児支援のための中核機能を有する体制の構築 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保・充実 (3)主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 R5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保(市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保) (4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 R5年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置(市町村での確保が困難な場合は、県が関与した上での圏域での設置)

活動指標	2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 理(3)	①精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助の利用者 ②精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数
	4 福祉施設から一般就労への移行等 理(3)	①就労移行・A型・B型からの一般就労移行者数 ②障がい者に対する職業訓練の受講者数 ③④福祉施設から公共職業安定所/障害者就業・生活支援センターに誘導した利用者数 ⑤福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
	7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 理(6)	指導監査結果の関係自治体との共有
	8 発達障がい者等に対する支援 理(2)	①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ②ペアレントメンターの人数 ③ピアサポートの活動への参加人数 ④発達障害者支援地域協議会開催回数 ⑤発達障害者支援センターによる相談件数 ⑥⑦発達障害者支援センター・発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数、外部機関や地域住民への研修・啓発件数

5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策	訪問系	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労(A型)支援	就労(B型)支援	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	相談支援	児童発達支援	医療型児発	放デイ	保育所等訪問支援	居宅訪問型児発	障害児入所	障害児相談支援
	利用量	サービスの見込量は、次回の審議会で市町村の中間報告をもとに報告予定。見込量の最終確定は、R3. 2月実施予定の市町村の最終報告後の予定。																			
	利用者数	サービスの見込量は、次回の審議会で市町村の中間報告をもとに報告予定。見込量の最終確定は、R3. 2月実施予定の市町村の最終報告後の予定。																			
		※利用量の単位：利用量の見込みは(人日/月) ただし、訪問系サービスは(時間/月)、就労定着支援・療養介護・居住系サービス・相談支援・障害児入所・障害児相談支援は設定しない。 ※利用者数の単位：利用者数の見込みは(人/月) ■その他活動指標 ①地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証・検討回数 ②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 ■定量的な目標設定 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び提供体制の整備																			

6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上	理(6)	サービスの提供に係る人材の育成に係る各種研修や多職種間の連携推進及び障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価について記載
7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施	理(4)	熊本県が実施する地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業について、事業の内容及び見込み量を記載
8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	理(1・7)	虐待の防止、意思決定支援の促進、芸術文化活動支援による社会参加等の促進、差別の解消の推進、事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実について記載
9章 熊本県障がい福祉計画(第4期～5期)等の実績		第4期・5期熊本県障がい福祉計画、第1期熊本県障がい児福祉計画の実績について記載